

犯罪被害者支援における多機関連携の実態（1） —被害者支援を行う部署に対する全国調査をもとに—

○ 上智大学 伊藤 富士江 (002189)

武庫川女子大学 大岡 由佳 (006721)

[キーワード] 犯罪被害者、被害者支援、多機関連携

1. 研究目的

わが国の犯罪被害者支援は、2006年犯罪被害者等基本法の施行により、官民挙げての取り組みが推進され大幅に進展してきた。2016年4月より第3次犯罪被害者等基本計画が始まり、犯罪被害者等に関する専門知識・技能を有する専門職の養成・活用、支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実などが喫緊の課題とされている。しかしながら、実際に各部署がどのような視点をもって被害者支援を担い、連携を行っているかについて把握できていない部分も多い。そこで、本研究では、犯罪被害者等の対応にあたる部署の担当者に対して全国調査を行い、その実態と連携における課題を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、犯罪被害者支援における多機関連携の実態について社会福祉の視点から調査したものである。全国の①警察・犯罪被害者支援室の担当職員、②民間被害者支援団体の支援統括責任者、③地方自治体・被害者対応窓口担当者、④女性センターの相談担当者、⑤医療機関のソーシャルワーカー（無作為抽出）、⑥自動車事故対策機構のコーディネーターを対象に、調査協力の依頼書、調査の実施要領と自記式質問票等を郵送し、紙媒体もしくは電子媒体での回答を依頼した。調査内容は、回答者の属性（性別、年代、雇用形態、主な業務、資格の有無、担当歴等）、被害者等に対する支援過程、連携がうまくいった事例の支援形態・連携状況、被害者支援における当機関の役割、その他（倫理的視点、研修参加の有無等）についてであった。調査期間は2017年5月1日～6月5日。

3. 倫理的配慮

研究代表者の本務校である「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得て「上智大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」を遵守し、調査の実施にあたっては調査依頼の際に調査協力が自由意思によるものであることを明確にし、本調査の参加あるいは不参加により不利益を生じることは全くないことや調査結果の分析・公表等について、文書にて詳細な説明を加えた。また、日本社会福祉学会研究倫理指針を参考に量的研究のデータについては個人・組織が特定されないように数値化して管理保管した。

4. 研究結果

【属性】335名（男性134名・女性201名）から回答を得た。回答者の年代は40代、30代、60代以上の順に多かった。所属内訳は、市区町村が139名（41.5%）と最も多く、女性センター、民間被害者支援団体、警察、医療機関の順に多かった。また、雇用形態は263名（78.5%）が常勤で、支援・援助に関連する何らかの資格を持っている者が126名（37.6%）いた。資格の種別は様々であったが、社会福祉士を有している者が45名（13.4%）と最も多く、次に臨床心理士や精神保健福祉士、犯罪被害者相談員等の資格を有している者が続いた。犯罪被害者担当としての経験年数は、1年未満が94名（28.1%）、3-5年未満84名（25.1%）の順で多かった。

【支援形態】被害者への接し方については、電話相談や関係機関調整に留まる間接対応する者が151件（53.0%）、面接や付き添い等の直接対応する者が134件（47.0%）となっていた。支援の形を分類すると、ブローカー型（他機関・団体等につなぐことを意識した支援）が82件（34.9%）と最も多かったが、集中型（一定期間、集中的に他の関係機関・団体等とやり取りした支援）66件（28.1%）、包括型（長期間にわたる、被害者のニーズに合わせた支援）69件（29.4%）も同程度に見られた。

【連携状況】連携がうまくいった事例について、DV被害の事例が98件（36.6%）と最も多く、性暴力被害、殺人・傷害致死、交通事故・暴行・傷害等被害と続いた。事件発生から6日以内に42.4%（103件）が支援を始めていた。支援が始まった経緯としては、本人・家族自らの申し出が104件（31.1%）と最も多く、警察・検察庁からの引き継ぎ68件（20.4%）が次に多かった。支援を行うにあたり、かなり連携をしたと考える機関は、警察45.0%、医療機関25.1%、民間被害者支援団体23.1%、福祉事務所22.7%、地方公共団体20.6%となっており、連携に際して、104件（42.6%）がケースについてのミーティング等を行っていた。他機関・団体等と連携する上での難しさとしては、他機関の支援内容の把握や、情報提供と共有（個人情報壁）、担当者の支援認識の温度差、コーディネーター機能をもつ機関（担当者）不在の問題、支援の力量の格差、機関ごとの対応の差など、様々な課題が浮かびあがった。

5. 考察

犯罪被害者等への対応について警察のみならず、医療、行政、民間団体と様々な機関が相談に応じているが、担当者の4割近くが何らかの資格を有しており、その中に社会福祉職も一定の割合存在した。機関の特性によって、対応の視点や方法に幅があることが明らかになった。被害者支援は多機関が連携して支援を行っていくことを求められる分野であるが、ケアマネジメントの発想やコーディネーター的な存在の必要性については共有されておらず、そうした点が連携する際の課題となっていることが示唆された。

本調査にご協力いただいた回答者の方々に感謝いたします。なお、本研究は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(C)（課題番号16K04185）の一部として実施したものである。